

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第二十五号

昭和二十三年六月十七日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○消防法案(衆議院提出)

(右案に対し証言あり)

午後一時二十五分開會

○委員長(吉川末次郎君) これより治安及び地方制度委員会を開会いたします。

今日は消防法に關する審議をいたすことになつておるのではありませんが、それに関しまして、學識経験ある方から、証人として今日御出席を願つておるわけでありまして、右の証人といたしまして、參議院公報に公告いたしてあります方以外に、東京都の府中の町長でありまして、府中町外二ヶ村の消防組の管理者である府中地区消防本部の森谷泰三氏を更に証人に追加いたしますことにいたします。よろしくごさいいますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉川末次郎君) ではそのようにいたします。それでは規定によりまして、御出席になりました証人の方に御宣誓を願うことになつておりますので、只今係りの者から宣誓書を持つて参りますから、御宣誓を願います。

「議員起立、証人は次のように宣誓を行なつた」

宣誓書
良心に従つて眞實を述べ、何事もか
くさず、又何事もつけ加えないこと
を誓います

第二部

治安及び地方制度委員会會議録第二十五号 昭和二十三年六月十七日(參議院)

証人 内城 九藏
証人 龜井幸次郎
証人 鹽谷 隆雄
証人 茂野征太郎
証人 尾館 春治
証人 森谷 泰三

○委員長(吉川末次郎君) 只今内城九藏君から、証人の代表者としての御宣誓がありました。宣誓の手続は済みましたものと思ひまして、これよりそれぞれ証人の方の御証言を願うことにいたします。と思ひますが、開會に當りまして、一言御挨拶申上げたいと思ひのであります。

先に申しましたように、今日は消防法の審議につきまして、皆さん連學識経験ある各位から、委員会の審議上参考となるべき事項につきましての御意見を伺うこととなつておるのであります。消防法は第一國會に置かれましたが、衆議院で立案議決されたものであります。参議院におきましては、第一國會においては右の衆議院の提案は審議未了となつたのであります。更に第二國會におきまして再び衆議院から提出せられて來ておるのであります。が、法案の内容は國民の權利義務に影響するところが非常に多く、又日常生活にも法律的に各種の制限等を伴う重要な法律案でございますから、我々の委員会におきまして慎重審議を盡して誤りなからんことを期しておるのであります。本来ならば公聴會を開くべきでありますけれども、時日の關係上各位には証人という形式で御出席を願

つておる次第でございますから、以上の趣旨を御了解下さいましてこの法律案の審議の上におきまして我々が検討を要する事項について御腹藏のないところの御意見の御発表を願いたいと思ひておる次第であります。右の御意見の發表の時間は一十五分以内といたしまして、発言の順序等は適宜委員長にお任せを願いたいと思ひますのであります。尚又關係政府委員の諸君にも御出席を願つておりますが、これはこの法案が各方面に影響がありまして、政府當局の御見解を伺ふ事項が多いので御出席を願つたわけでありまして、公務の御都合等によりお急ぎの方はその旨私の方に予め申出下さいましたならば、順序を都合して早くお尋ね申上げることといたしたいと思ひて存じております。それでは御宣誓も済んだのでありますから早速これより御証言を頂くことにいたします。

先ず第一に警視廳内の東京消防廳消防總監の鹽谷隆雄君に証言を願います。

○証人(鹽谷隆雄君) 消防組織法が昨年の暮當議會において議決されました。これによりまして消防は獨立して専心消防行政に當ることができるようになりましたことを、この機会に皆様方に対しまして衷心から感謝の意を表する次第でございます。我々消防といふしましては、國民のために消防技術をも更に練磨し、機械の整備に万全を盡して火災の予防、警戒、防禦に當つて参つたのであります。今後はこの定

められました新しい組織法の下に新たな意氣込みを以てこれに邁進して参るような次第であります。

ところで、この消防組織法ができました。私共の消防の組織に關してはここに新しい制度が出發したのでございますが、遺憾ながらその消防の活動の基準となるべき実体の問題につきましては、今日まで未だ消防法の制定がありませんために、我々といひましては従前に形だけ與えられて中味を與えられないというやうな状態で、非常に仕事がいさうな状況にありましたところ、今回今議會におきまして、我々消防陣が待望しておりました消防法が御取上げになりました。この制定についていさうと御盡力下さつておりますことに對しまして、消防陣の一人といたしましてここに重ねて深甚なる感謝を捧げたいと思ひます。私共消防陣といたしましては常に日本は世界一火災の多い國であるから、火の用心を第一にして下さいと申しておりますが、実は日本は世界一火災の少ない國なのであります。これは單位人口あたりの平均火災の発生件数を取つて見まして、日本は人口一千に対して〇・三八件でありまして、これは昨年でございますが、これはアメリカ或いはドイツ、或いはフランス、イギリス等に比べましてもずっと低い数字を示しておるのでございます。一口に日本は火災の國であるといふのは、これは火災の数が多いといふのではなくて、実は火災の損害が極

めて多いということの意味するのでございいます。日本の昨年度における火災の損害額は、建築物だけの損失で約百十八万坪であります。その他の損害を合せますと、実に百八億六千四百十九万余になるのであります。これは建築物にしろ、衣服、食糧にしろすべて申すまでもなく公定價格によつて算定した額でありまして、これがそれ以外におきます間接的な損害による事業操業の停止、救済復興等の費用を加算いたしますならば、けだしこれの幾倍、幾十倍の費用を計上することになると思ひます。又戦災復興の建築面におきまして、全國におきまして新築が六百四十万八千余坪であるのに對しまして、焼失総数は前述の通りでありますからして、新築に對しまして十八・四%というものが建てる傍から燃えておるといふ計算になるのであります。これは住宅復興にも著しい障害をなし、その他の貴重なる生産資材、食糧その他の物の焼失というものは、それ／＼日本の復興に大きな悪影響を與えておるところでございます。従来消防は御案内のよう

に火災の防禦にその力を盡して参りましたのであります。終戦後の建築様式は欠陥からして火災の防禦といふのは極めてむづかしくなつて参つたのであります。我々はこれに對しまして非常な慎重を期してこれに當つておるのであります。併しながら一旦發生いたしました火災の防禦に我々が身を命を賭して全力を傾注するといふこと

に拂て加えまして、事前において火災の發生を防止する予防措置が講ぜられましたならば、これに越したことはないのでございます。予防を積極的の強方に指導いたしましたならば、次に申上げますような事例を見ましても、火災件数並びに損害の程度をはつきり減少し得るということを私共は確信を以て申上げることができるとでございます。即ち東京消防廳が進駐車の命を受けまして、東京都内におけるその關係建物、建築物に対して予防視察権を與えられ、毎日視察を実施しておるのでございますが、この最近一ヶ年間の統計を申上げますというと、視察対象物が激増いたしましたのにも拘わらず、火災の件数は百四件であります。その前年の百九十三件に比べますという約半減いたしております。又最近一ヶ年間の焼失坪数の延坪は三千四百八十八坪でありまして、この前年の八千四百四十四坪に比較いたしまするといふと、約三分の一に減少しておるような成果を得ておるのであります。これは一に予防視察権を賦與せられた結果に外ならないと思つてでございます。かように進駐軍關係の火災におきましてかような実績が現われておるのでありますが、ここにおいて日本人一般に対しまして、從來のような火の用心的精神指導を数歩踏み出して、建築物新設時の事前の予防指導、事後の維持管理に対する予防視察権、一般火氣の取締権、又は既発火災を根本的に調査して、今後の予防対策の基礎とし、合せて原因の早期究明による人心の安定を図るため火災調査権等を與えられますならば、前述の莫大な火災損害を著しく減少し公安

を更に保持することが出来るものであるということ。私共希望いたします者でございます。尙從來行なつて参りました火災の警戒或いは防禦、報道面におきまして、所要の法的権限を得ますならば、予防、警戒、防禦の立体的綜合的な消防行政を完遂いたします。國民の福祉増進に寄與するところ極めて大であるということを感じて疑わぬところでございます。かような意味におきまして、御審議中の消防法案が議決せられますならば、邦家再建のため慶賀に堪えないところであります。先程も申し上げましたように、形だけの消防組織法を與えられて、その内容について未だ何ら與へられておらない我々としたしましては、一日も早くこの消防法が成立いたしました。我々に必要な権限をお與へ下さいますならば、非常に幸いに存じておるところであります。重ねて一日も早くこの法案の成立せんことを衷心から望んでおる者でございます。

○委員長(吉川末次郎君) 証人の方にこの際私から申上げて置きたいと思いますが、予て衆議院より送付の只今申しました消防法申につきましては、お手許に法案の案文がお届けいたしてある筈でありますから、消防法全般についての概括的な御意見というよりも、我々が審議いたします上において、この衆議院で作案いたしました法案を中心として、具体的にどういう箇所についてどう思うかというような表現方法において、成るべく具体的な点をいろいろ指摘してお述べを願いたいと思つておりますので、ちよつと申上げて置きます。

次郎君にお願いいたします。

○証人(浅野証次郎君) 御質問でございますか。

○委員長(吉川末次郎君) お証言が願いたいのです。あなたとしての……

○証人(浅野証次郎君) 本案に対しまして……

○委員長(吉川末次郎君) そうです。

○証人(浅野証次郎君) 私共といたしまして、先程消防総監から話もありましたごとく、予防権を與えられまするならば、相当の、今日日本の復興を遅らしておりまする火災の予防に、重大なる力ができると信じておる次第であります。特に本法の第七條等の條文は、我々としたしまして是非このようにして頂きたい、かように念願しております次第であります。尚この中に、消防自動車の速力を決めてあるのがございますが、これが最高六十マイルとなっておりますが、他のすでに出しました法によりまして八十キロ……間違いました、六十キロを八十キロに御訂正願えればいい、かように存じております。以上でございます。

○委員長(吉川末次郎君) それだけですか……。

それでは次には東京都立川消防署長の内城九藏君にお願いいたします。前に申しましたように、我々がこの法案審議の上において参考になりますような具体的なことについての意見を主として求められておりますから、それを御承認の上御証言を願います。

○証人(内城九藏君) 消防法案を御送付いたされまして、この内容を私共拜見いたしましたして、先程東京消防総監の証言の中にありましたように、私共は従来消極的消防でありましたゆえんのもの、結局ここに実体法がなかつた

といふのが根本であつたと思ふのであります。どうしても積極消防で行かなければ、到底災害の防遏は望み得ないと思ふのでありまして、この点につきましてこの法案を拜見いたしましたして、誠に要を得ておつて、私共これが公布相成りまするならば、從來何かと私共日常におきます警戒に、或いは火災の現場に、事前における建物の調査視察、かような点につきまして、從來根本法がなかつたのであります。ここに示されてありますこの本案を見まして、誠に私共力強く感じておるのであります。どうしてもこの点をどうか一つ御制定願ひますることを、私共は先ず以て本委員の皆様方にお願ひする次第であります。従つてここにありまするように、先程予防部長からの証言の中にもありましたように、第七條に定めてあります本文であります。が、私共火災現場におきまして、又事前におきましての防禦に、或いは警戒に、或いは防禦計画を樹立する上におきまして、從來根本法がなかつたのであります。が、實際問題としてこれを視察をし、又これに対する施設方面につきましては根本原則はありませんでありましたが、私共の見地からいたしまして、或いは水利の施設に、或いは避難の階段とか、或いは隣接建物に対する問題という点につきまして、これまで担当いたしておりました各管内の關係方面の方々に對しましての御協力を得ておつたのであります。が、なかなか現在のような諸情勢におきましては、これが實現は不可能であつたと思ふのであります。ここに本案を見ますると、第七條にここに示されておりまするこゝういふ点は、同意を得るといふ

ことになつておりますが、これは当然のことと私共は思うのであります。でき得ますならば、一步を進めてというまうな考えも、現地の智長といたしまして私共は痛感するのであります。是非この点は實現して頂きたいということとを、私はここに念願するのであります。

第三章の危険物であります。これもすでに都條例におきまして、危険物の取締條例又公衆集會所の取締條例というものが出ておりまして、すでにこういう面につきましては、学校であるとか、或いは工場、劇場、病院、こういうような点につきましては火災予防上、人命の救護上につきましての問題をすでに取扱つておるのであります。危険物におきましても同様でございます。この点につきまして本法を見ますと、よくこれが示されておりますので、私共は待望久しきにございましたこの問題が解決できると思うのであります。まして、將來の消防が如何に積極的に、又發展できるかということとを、私共は確信を持つておるのであります。

第四章の消防設備であります。この設備につきましても同様であります。從來都市の建設だとか、大きいことを申上げますと都市の建設、又建物の建設という点につきましては、これまで市街地建築物法に何かと示されておるようであります。併しながら消防の面といたしまして、水利、或いは消火栓であるとか、こういう点は示されてありますけれども、独立法として、専門法としてはなかつたと思つております。ここに消防設備に對しますところのこの第十七條或いは十八條、十九條、二十條、二十一條、二十

將來もつと完備すれば、水防法というものを設けてよいかも知れないが、まあ消防法で運用するという程度にして置いたらよろうと私は思う。そこでこの水防法ができないとすれば、この消防法でこの運用以外に差がつて水防について何か規定を置くことはないだらうかというところが気になる。この外に水防関係の規定はないわけでありまして、足らないところがあればこれに加えて置きたい。こう思うのです。

○政府委員(目黒清雄君) 全く人の状態はその通りであります。町村に行きますと、消防組が今の水防組合の役員であるというのが当然で、その通りであります。実際両方活動いたしております。それでこれを若し水防に必要なようにこの消防法を改定するといふと、まあ一番問題になりますのは、知事が今の公共物の管理者であるといふことから、これは町村単位にできているようにありますが、それを知事と町村との結び付きをどうするかというところが、当然これは超つて来るだろうと思ひます。それからもう一つは両方の問題であります。火事が起つてから、或いは警報も今のうちに氣象台から出ます警報は警報程度と言いますか、或る意味においては水防より軽い意味であります。若しこれを警報を出すといふと、これは町長、或いは水防長が出すようなふうに考えられますが、こういう局所的な警報では到底間に合わない。やはり縣を単位にするか、或いは地方を單位にするかして警報を出さなければならぬ。警報発令者は当然そういふふう

に考えなくちゃならぬという問題がここに

にあると思ひます。それから予防或いは堤防の監視といふ点か、これに対する義務付けのものが全然ありません。これを怠りますと、結局水防は何もならぬ。水害が、堤防が崩れてからの防禦や救護は、これは消防組でも何でも一般の人でも、警防隊でもできますが、その前に堤防を切らさんといふことが非常に重要でありますから、これをもう少し義務付けたいと水防にはたらん。それから最後の費用の問題であります。現在我々の方でも、これは公共団体の負担であります。公共団体でも負担し切れないという現状があるので、國で補助をしなければならぬやないかというふう

に考えておるのであります。これには消防の費用といふのは、恐らく公共団体じゃなく、町村の負担のように考えられますが、町村のみの負担に水防を任せて置くといふことは、歴大な資材と器材をあれする關係上恐らくやつていけないのじやないかというふう

に考えられます。費用負担の点でよくつと行き悩みが生じておるようであり

ます。第二点は、この法案の第五條によりまして、火災の予防上必要があるときは建築物の改修、移轉、使用禁止等の処分をなし、又この場合損害の補償をなすことになつておりますが、市街地建築物法の第十七條によりまして、行政官廳が同一の命令をすること

ができるけれども、これに対する損害の補償の規定というものが、市街地建築物法には規定されておらない、この点についての政府の見解を承わりたいと思ひます。右の二点についての御答

弁をお願いいたします。

○政府委員(伊東五郎君) お答えいたします。最初の第七條の問題であります。実は今日始めてこれを拜見いたしましたので、まだ上司とも相談いたしておりましたけれども、私建築局長としての意見を申し上げたいと思ひます。この第七條につきましては遺憾ながら私反対の意見を持つておりました。削除或いは相当修正をして頂きたいと考えております。その理由を申し上げますが、第一点は「建築物の新築、増築、改築、移築、用途変更又は使用

について許可又は認可をなす権限を有する行政官廳は、これは現在建設院の出先府縣におります者、又は知事であ

ります。これが建築の許可をいたします場合に消防長又は消防署長の同意を得なければならぬといふことになつております。この法律によりまして、消防長又は消防署長の與えられております権限は火災予防上どうであるか、こういうだけであります。具体的規定がないのであります。全く消防長又は消防署長の判断に俟つといふことになつておりますが、実はこの点につきましては先程もお話が出ましたように、市街地建築物法、それから出て

おります。その中には防火の關係のことが可なり部分を含めてあります。これには詳細具体的に規定がしてあるわけでございます。それとこの規定の關係にかりますが、具体的に法律に基いた規定を政府が出してあります。更にそれも規定するといふのが、何ら具体的な規定なしに消防長、消防署長の自由な判断によつてやるという点が如何かと思ひます。

それから第二点は、これは荷くも建築物は全國津々浦々まで、それからたとえ一坪でも、全部の建築について全部同意を得るということになつておるやうであります。これは実は最近建築の出願というものが相当数ありまして、申請件数が二十二年四月から本年三月までの統計をちよつと見まして、全國で百二十万件余であります。東京だけ見ても十七万件以上になつております。一年間にそれくらいな数があります。現在におきまして、この種類の審査処理がなか／＼日数が掛かるのであります。それでしば／＼國會でも、いつも何とかもう少し早く処理する方法がないかといふことを御

注意を受けまして、そういうふう

おります。第五條については大体結構じやないかと思つております。但し第五号の四行目の但書がありますが、これは第七條と関連した問題であると思ひますから、第七條と一緒に考えなければならぬと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 中井さん、あなたや羽生君なんか問題におしになつた点であります。途中で出になつたので、私がちよつと代弁したわけでありまして、不十分であつたかと思ひますが、只今の伊東建築局長の御答弁に対して、重ねて御質疑がありましてらどうぞお申し出を願ひます。

○鈴木直人君 私用事がありまして今参りましたので前の関係はよく分りませんが、只今の御意見について一点お伺ひしたいと思ひますが、非常に煩雑になるということ、それから許可認可の條件が法律に規定されてない、はつきりしてないという点、条件点であつたと思ひます。條件の各町村が自由にその判断に基いてやるといふ法令にはなつておるようですが、消防の見地から見ると、全然いわけの消防の見地に基づくことがなくして建築の新築、増築というものを今許可しておるのか、或いは現在許可をいたしておる場合に、すでに消防の見地から条件を加えて、それに附加して今許可をしておる。であるからして更にそれ以上消防の見地から条件を附加してやる必要はないという点でありましようか、私事務の方はまだよく分らんのですが、一つそれをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(伊東五郎君) お答えいたします。この條例のことは私今月初め

て見ましたので気がつきませんでした。が、條例で具体的なことを規定するといふことになりまうと思ひます。これは市街地建築物法と関連した問題になり、非常にむずかしい問題になりはしないかと思ひます。これと違つたものであります。多少混和したような点につきましても、國民はどちらを取るかといふようなことになりまうと思ひます。非常にうるさい問題になりやせんかと思ひます。條例ではむしろこれは市街地建築物法関係のものに、消防の見地から不備があればこれを訂正するといふような考え方で進んだ方がいいのじやないかと思ひます。それから消防の見地から従来やつておるかどうかという問題であります。実は現在の資材その他の条件下におきまして、消防の見地からやつておるといふふうに申上げ得ると思ひます。ただ現在の資材の状況下においてと申しますのは、御承知のように非常な沢山の住宅その他建築物が被災を被りまして消滅いたしました。それを復興いたしたために、どうしても、成るべく数を多く建てようといふことを急ぎますために、とかくこの消防の見地が疎かになり勝ちである。乏しい資材で十分なことを行かんといふことが起き勝ちなのであります。併し法令としては、十分整備したものであるであります。又これを多少最近の事情によつて修正しようとも考えておりますが、現在の規定を十分に働かし得ない状況にあるわけでありまして、これは併し終戦後相当年数もたちまして、資材状況も若干はよくなりつつありますので、最近にこの規定なども余り現在の状態できないうようなことは修正いたしません。

で、現在の事情に合うように多少修正し、そうしてこれを強力に施行したい。それから資材などもついでに四半期から防火建築の目的に若干枠を定めまして、そうしてその規定が完全に働きの得るようになりまうと思ひます。考えております。過去におきましては、防火の見地といふことは、その時の事情に応じてやつておるわけでありまして、實際問題としては、なかなか行かなかつたといふことはあるものであります。段々この点を改善したいと思ひます。何分資材の状況に非常に支配される問題でありますので、我々もこの防火の必要は十分認識して、非常に困つた問題だと思つておるが、逐次これを改善したいといふふうに考えております。

○鈴木直人君 只今の條例の件は、條例が法律に違反した條例であつた場合には、その部分については無効になります。又市町村條例が縣條例に違反したといふ場合にも、やはり重複して違反しておる部分については無効になるということになりますから、その点は問題はないと思ひますが、私の質問をいたしました要点は、現在の建築の許可条件のみで、後はもう必要ない、これだけでいいと消防の見地からも考えておる。これは資材関係から見て、思う通りには行かんけれども、許す範囲内においては、消防の見地からも考えて一緒にその条件を具備するようにして許可をしておる、であるからして更に消防署長の同意を必要としない、こゝういふことであるならば非常に都合がいい、こゝういふふうに考へるわけなんです。それで現在建設院

において許可しておる条件だけではどうも不足するといふことが、全國の市町村の特殊条件によつてはあるかも知れない。その部分は條例で規定をするという形になると思ひます。であります。私は全國農村にまでそれが必要だといふふうには考えておらないのであります。大都市あたりにおいては、更に消防の見地から、それに加えて條例で規定するといふことも、或いは必要ではないかといふふうにも考えておるのでお聞きしたわけでありまう。

○政府委員(伊東五郎君) 全國一本の規定の外に、市街地建築物法の施行命令の中にも、やはり防火上必要な規定を設けるという規定があるわけでありまう。ですから東京都について、全國の規定の外に、もう少し追加しようといふ場合には、その根拠の規定がありませんから、これに基いて作れば差支えないわけでありまして、その点も市街地建築物法で整備しております。従つてその外に、建築の新築、増築等に関する限り、他の規定は必要はないと考へております。ただ消火器を置くとか、いろ／＼な設備につきまして、建築物以外のことについては、これは別問題ですが、建築については、さういふふうになりまう。

○岡本義雄君 先程この第七條の規定は、削除又は修正をせられたいという御意見の開陳がありました。削除するのとはちよつと異なつて、修正するといふ御意見ですか。

○政府委員(伊東五郎君) 修正の案につきましても、今日突然で考へておられますが、一番困りますのは、先程おりましたように、全建築について同意

を得るということとは不可能なことじやないかと思ひますが。仮にやるとしましたならば、少し限定する必要があるのじやないかと思ひます。更にこれを個々の事案でなく、何か規定を定めるとか、法律を定めるとか、さういふ場合に包括的に同意を得るといふようなことにすれば、少しも異存はございません。これは消防の見地もございまして、それを取入れてやるということになつては結構なことだと思ひます。ただこゝういふ一々の事件につきましては、全面的に各個の事件について一々同意を得るといふ点に支障があると考へるわけでございます。

○鈴木直人君 もう一つよろしうございませうか。これは我々非常に審議の上で迷つておる問題なものであります。これは非常に重要な問題であります。修正をしたいが、どういふふうにして修正した方がいいかといふことを検討しておるわけなんです。今の修正について消防署長……御意見聞いてよろしうございませうか。

○鈴木直人君 實際やつておられる消防署長の立場から見ると、現在の建築許可の状況なり、それから見て現在の許可条件だけで、消防的にはもう差支えないんだといふふうに見ておられるか、或いは更にやはり條例や何かで補足して行つた方がよいといふふうにお考へておられますか。實際やつておられる消防署長から一つ忌憚のないところをお聴きしたいと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) どなたからお伺ひますか。誰でもよいのですか。立川消防署長さんに……

○鈴木直人君 實際やつておられる消防署長の立場から見ると、現在の建築許可の状況なり、それから見て現在の許可条件だけで、消防的にはもう差支えないんだといふふうに見ておられるか、或いは更にやはり條例や何かで補足して行つた方がよいといふふうにお考へておられますか。實際やつておられる消防署長から一つ忌憚のないところをお聴きしたいと思ひます。

○証人(内城九藏君) 問題の第七條でございすが、私共消防の立場からいたしまして、現在の建築物に對しまして、こういう建築物が建つから、こういう学校が建つから、こういう工場が建つからして、私共あちらこちらの署長をやつておられますが、まだこういう点について、これまでも法もありませんし、私共に合議するとか、或いは同意という点がありませんが、結局私共は、そういう方面もこれまで存じておきません。従つて一旦でき上つて、おき上つても、まだ市長の同意を得て初めて調査し、水利調査をし、或いは建築物を調査して、こういう建築物が、こういうものができた、こういう建築物で隣接したものに對しては、こういうふうな關係だというふうなことで初めて、そういうふうなものを知らぬというふうな状態でありまして、従つて市街地建築物法に據つてありますが、私共實際見まして、今後におきましては、どうしても消防は、この建築物、ここに據つてあります第七條の條項でございすが、こういう方面につきまして、防火、消防上の見地からいたしましては、どうしても私共は現地における消防署長はこれを知つておらなければならぬというところは私は強く感じておるのであります。従つてここに法案を見まして、私共この法案を拜見いたしますときに、この法案の根本問題は第七條と私は信じております。従つて實際問題といたしまして、實際の消防の對象物はかような第七條に掲げておる問題が大部分であります。そういうふうな際におきまして、消防が、それを許可認可という点について強力なる権限というところは別問題といたしまして、これ

に對するところの消防の施設、或いは防火の施設であるとか、或いはその設置する場所であるとか、周囲の状況であるとかいうような点については、結局これに對しましての關係を持つて行かなければならぬと思つております。従つて建築物方面の火災等を見ましても、私共ここでは場所も名前も憶かりませんが、實際に中学校を建築する、そういう話がありましたので、私はあそこには水道がないし、施設もない。故に膨大なるそういう建築物を建てるならば、貯水池が何かを作つて、或いはプールが何かを作つて、そして實際におきます火災予防の責任者であるとか、こういう点はとにかく御心配願ひたいということを良心的に注意勧告したのであります。併しながらそれらもなされず、ただ原つづのところに大きな建築物を作り始め、資材も入れてそして實際に建設に當つた。防水壁もできて、簡易防火壁であります。が、それも施設されたようであります。が、それに対しては大体建築も大分できてから僅かの不注意から災害に遭つて全焼してしまつたというふうな点、こういうような点につきまして、どうしても予防という点からいたしまして、或いは消防という立場からいたしまして、この点についてはどうしても消防が、この第七條の條項から、削除されるということは、私共は實際問題として遺憾と思つております。どうしてもこの点は必要であらうと思つております。

○委員長(吉川末次郎君) 地方財政委員会の事務局長にお尋ねします。これも委員会におけるところの審議の経過に伴ひまして、他の委員のいろいろ御質問のあつた点を私代弁いたすわけでありすが、この消防法案によりまして、市町村が損害賠償をする場合が規定してありますが、國家賠償法との關係はどうであるか、並びに地方財政との重大の關係があると思つております。が、そういう点について検討を要する点があると思つておるのであります。が、地方財政委員会の事務局長の立場から見れば、一つ伺ひたい。地方財政委員会の事務局長は見ていないのですか。代りの人も見えていないのですか。誰も見えていない。それではこれは又後のことにしまして、もう一点、一つ代弁して私よりお尋ねいたします。が、法務廳の調査意見第一局長が見えておりますか。

○政府委員(岡崎組一君) おります。○委員長(吉川末次郎君) あなたにお聞きしたいことは、國家賠償法による「國又は公共團體の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行うにつれて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、國又は公共團體が、これを賠償する責任を負ふ」となつております。けれどもこの消防法案の市町村の災害補償は右の限度よりも、本法案の條項の適否についての法務廳の見解をこの機会に一つ伺ひたい。○政府委員(岡崎組一君) お答え申し上げます。國家賠償法によりまして損害賠償は公権力の行使に當る公務員がその職務を行うに當りまして、不法行為をいたしました際に對する賠償責任でございます。國賠法と、本法案において國若しくは公共團體ですか、損失を補償いたしますのは、これは不法行為でございせんので、五條或いは二十九條に規定いたしてあります。消防長、或いは消防署長、或いは消防職員は適法なる行為に對しまして、私人に財産上の負担を與えるという場合にその負担を補償するといふのでございまして、その法律要件とは全然相違いたします。その法律要件と、國家賠償法で認めております損害賠償とは一體關係もございせんし、従ひまして國家賠償法の認めております以上の損害賠償を本法案によつて認めておるといふふうには考えられないであらうと考えております。

○委員長(吉川末次郎君) 向法務廳から見ておられます政府委員に對して御質問等がありますれば、お述べ願ひたいと思ひます。ございせんか。なれば本日御出頭願ひの証人の、政府委員以外の証人の方の証言を続行いたすことにいたします。○政府委員(岡崎組一君) ちよつと補足的に申上げたことがございします。○委員長(吉川末次郎君) それでは法務廳調査意見第一局長。○政府委員(岡崎組一君) 先程拜聴いたしました第五條と第七條の關係が、非常に重大なる條項のように承つたのでございしますが、私もこの法案を拜見いたしました。この二つの條文は非常に深い相關關係がございします。特に若し御修正になるようなことでもございしたならば、格段の御留意を煩わしたいと存じます。と申しますのは、若し第七條が、建築物に關する新案その他に關して許可或いは認可を要する権限官廳が、その官廳限りで建築の許可を與えるというふうなことになる。必す五條の但書といふものは多少の修正を受けなければならぬと思ひますが、そういたしますと、折角建築が行われしたにも拘わらず、消防的見地から、その建築物に對して除去或いは工事の停止、中止というふうな命令が行われる機会があるであらうと想像いたします。それでございします。それで、一般人民といひましては、折角認可があつて家を建てて間もなく、又別の機關によりまして、その建築物の撤去を命ぜられるというふうなことになる。非常な負担を與えることになりまして、國家といひましては、或いはそのまゝにしておけないといふので、それを補償する。或いは不服である場合には裁判所に取消しの訴えを起すというふうなことになる。すなわち、成るべくそういう關係が將來起りませんように、五條と七條とを十分検討して頂きまして、苟くも認可が與えられれば消防長又は、消防署長は、その建物に對して消防上の見地から必要とする措置を講じなくては済むというふうな事柄が取運ばれます。一つ法案の御検討をお願いしたいと考へるのであります。蛇足を申上げるようにで恐縮でございしますが、一應参考までに意見を申上げたと思ひます。○委員長(吉川末次郎君) 次に千葉縣市川市の常備消防の次席である尾館春治君に証言を願ひます。○証人(尾館春治君) 私は常備消防員の一人といたしまして、ここに常備消防員といふのは明文に全然ありませんが、全國に相當な常備消防員がおられ

ると思つては、職務を執行するに
当りましては、明文には市町村長、こ
れが消防長若しくは消防署長になつて
おりますが、実質的には團長そのもの
が命令を下すのであります。それで常
備消防員と、義勇消防、要するに地方
の消防員は、その限界がどうもはつ
きりいたしませんので、もう少しはつ
きりして頂きたい、そう願うのであり
ます。

○委員長(吉川末次郎君) 次に東京都
府中町長の森谷三君の証言を願いま
す。

○証人(森谷三君) 第七條關係で些
か所見を申述べさして頂きます。

建築物の新築、増築、改築等の認許
可権は、これを当該建築物の工事施行
地を管轄する消防長又は消防署長の意
見を徴して、その権限を地方公共団体
の長に與えられるように、第七條の御
改正をお願いいたします。その理由
は、家屋の新築、改築等に対しては
は、衛生、日常生活の利便或いは資材
の面等、各面から検討いたしました家
屋の新築等をされるのであります
が、最も強く検討せねばならんこと
は、消防の見地でございす。それが
理由でございす。

もう一つは、消防の行動の経費は、
当該公共団体が負担をするということ
が原則になつております關係上、そ
の区域を統轄するところの公共団体の
長が、その許可権を持つということ
は、即ち行政の裏付けとなつて、その
経費を負担するところの長がこれを持
つということ、当然であると思つて
からでございす。

○委員長(吉川末次郎君) 次に日本損
害保険協会火災技術部の調査課長であ

る亀井幸次郎君の証言を願います。

○証人(亀井幸次郎君) 第四條と第七
條を見ますに、第四條は防の面に
おきまして「当該消防職員にあらゆる
仕事場、工場又は公衆の出入りする場
所」という文句がございす、最近
の学校火災に鑑みまして、その中にど
うしても学校という文字を入れて貰
いたいのであります。それは第十七條の
設備の点におきましては、いさなり「学
校、工場事業場」という言葉になつて
おりまして、片方の方では、設備のと
ころで明らかに学校という言葉をいれ
ておりながら、第四條においては学校
に対して予防検査ができるが、「公
衆の出入りする場所その他」というもの
を、学校にまで拡大して解釈してい
なれば話は別でございす、若しそ
うでないとしたならば、それを入れて
頂きたいと思ひます。

それから第十九條と二十條の問題で
ございす、二十條におきまして、
「消防に必要な水利の基準」という言
葉がありまして、これは國家消防廳が
これを勧告するということになつてお
ります、水利のみならず、消防に必
要なという消防の対象物、殊に都市の
問題を考えますと、これを総合的に考
えねばならぬので、「消防に必要な
水利」の次に「施設及び水利」という言
葉を入れて頂きたいのであります。そ
れによりまして、國家消防廳が一つの
基準を作り勧告するといふ段取りに
した方が、水利のみならずその他の諸
條件が具備されて、始めて消防の効果
が著ることは申すまでもないのであり
ますから、第二十條中「消防に必要な」
の次に「施設及び水利」という字を入
れて頂きたいと思ひます。例えば消防の

ポンプの台数をどのくらいにしたら
いか、或いは望遠鏡の数をどのくらいに
したらいいか、或いは各種施設として
も非常報知その他の設備は何台くら
いどこどこにどういふ風に分布したら
いいかといふような基準が決められて
こそ、始めてその土地の総合的な消防
力が発揮されるのでございすから、
「施設及び水利」といふように入れて頂
きたいと思ひます。

それから二十三條でございす、
二十三條の中のおしまいの方で、これ
は私が常時強く主張しておる問題の
一つなのでございす、戦時中折角
我々が努力しまして、そうして防空法
の中におの／＼防火隊といふものを作
りまして、隣組の消防に対する義務付
けをしておるのであります、消防法
につきましては、こういうものは全部
抜けておるのであります、特に我々
の希望して、最も金を掛けないで端的
にできるものといひますと、二十三條
の「一定区域内におけるたき火又は喫
煙の制限」の次に、「若しくは消防用水
の準備をせしめる」という字を挿入し
て頂きます、制限の次にある「をす
る」を除いて頂きますと、大体私共の
望んでおる……即ち段々この火災警報
といふものが最近出されるようになり
まして、特別火災警報、普通火災警報
といふものがありまして、その火災警
報に應じました、その都市民なり、國
民の初期消火に対する義務付けとい
ふものが、どんなにかボヤを、火災を防
ぐことができるという現実、すでに
幾多の事例を以て証明することができ
ますので、我々としては、そこに
その戦争中にバケツを一應用意して、
二つ炊事用のバケツと、それから消火

用水のバケツと、二つ用意して頂きま
して、消火用水のものは、いつでも特
別火災警報が出たときには、水を張つ
て置くだけの用意が、今の脆弱性を持
つた木造建の家に住む我々として
は、当然必要じゃないかと、こう思
いますので、こういう條項を一つ入れて
頂きますと、大変いいと思ひます。

それから先程の第七條でございす
が、第七條におきましては、私共建築を
出願しまして、それから建築物法の草
案當時から私關係しておりました、大
体建築物法といふものは、アメリカの
ファイアー・アンダー・ライタース・ビ
ルディング・コードを翻譯したもので
ありまして、少くとも防火といふこと
がその根本なんでありす。それで、
それはそれを一本にしたいといふの
で、これが法案としてできましたもの
は、今度はこれは一本に、建設院の當
該官廳にこれを編めて今取組をして
おりますし、先程建築局長から話があ
つたように、材料の必然的なならに
よつて、不本意ながら、非常に火災に
それに消防の統制に携つておる人が、
消防力を發揮できないような位置に立
つておるといふことはこれは現実なん
であります、それは先程局長が言
いましたように、材料の然らしむところ
であつて、それを現在持つておる方
を許可して頂けば、少くともその事由
は除かれるのじゃないか。我々の方か
ら言わせれば、もう一つ窓口がで
きて、書類を提出しなければならぬ。
それでなくても、一月も二月もかかる
のに、尙又それによつて手が込まされ
ますといふことになる、最初に出し
たときに大分、幾ら／＼許可になつ
たものが、それにプラス・アルファ

しなければ建築ができないということ
になると、非常に大きな迷惑を及ぼす
と思ひますので、この点は十分御考慮
を願ひして頂きたい、こう思ひま
す。

○委員長(吉川末次郎君) 尚亀井さ
ん、何か保険業者の立場からお話しに
なることはありませんか。
○証人(亀井幸次郎君) 保険の方の立
場をいたしましては、その二つを入れ
て頂きますと、大火災を防禦すること
によつて現在の國民に大きな負担を掛
けておることが軽減できますので、我
我の方をいたしましては、二十條、二
十三條並びに先程申し上げました七條の
点を申し上げれば、一應済むのであり
ますが、前にいふ／＼陳情したこともご
ざいす、この陳情したことにつ
きましては、そういう打割つた話でござ
いす、大体盛られておるからいい
だらうという我々の方の責任者の言葉
でありましたから、それ以上申し上げ
ませんが、ただ國家消防廳で基準を作る
といふようなこと、器材の檢定とい
う点が大分つきりどこにも出ていな
い。檢定という面が、國家消防廳の方
で完全に取上げて頂くようになつて
いない。ただ勧告するだけでありす。
それからもう一つは、今の二十條に關
連するんですが、自治体は、その最小
限度を設備しなければならんことを規
定して、ここにこの規定を入れて頂き
たい。つまり水利條件の最小限度をど
の程度にしなければならんかといふこ
と、そういうことを入れて頂きたい。
それだけであります。要するに今度の
保障の立場におきましては、今までは
單に保険契約を取ることばかりであり
ましたが、家を燃やさないことにする

ことの方が、結局保険の方からも相当利益であるので、それで保険の公共性というものに、重きを置くという建前になつておりますので、家を建てる場合においては、家を燃やさないように、大火にしないようにということの方に動いておりますから、今の二十條、二十三條並びに七條の程度であるということに……

○委員長(吉川末次郎君) いくつかなたが代表者になつて、防訓のことについて、我々の委員会に御陳情になつたことがあると思いますが、これはこの法案に関連性がないことですか。

○証人(亀井幸次郎君) 関連性が非常にあります。

○委員長(吉川末次郎君) この機会にお述べになつたら……

○証人(亀井幸次郎君) じや言わして頂きます。條件が五つあります。その一つは、二十條でできておりますから略さして頂きます。第二の消防用品の製作ですが、今の十九條に関連します。十九條の「消防の用に供する機械器具及び設備の規格は」云々とあります。併し私共の方としては、それらに對して、規格及び基準、更にそれらの製品に對しては、制定をなし得るがごとき條文をどこかへ入れて頂きたいということでありまして、けれども、その理由をいたしましては、各種消防器具及びその他の消防に関する諸機械の製作及び販賣に對しては、一定の規格を與え、その製品に對しては、一定の基準を與えなければならぬということの法律上の根拠を欠いておるといふことであります。これも我々の方で検討したのが、勧告するという言葉が出て来たのは、民主化されたので、これを上

の方から命令するのでなく、下の方から自主的にやるといふので、勧告という言葉が出て来たと思ひます。併し製品がばら／＼にならないで、消防器具その他の機械が消防能力を達するような基準を定めて欲しい。その三であつたが、これは先程言ひましたが、パケツの用意ということでありまして、この点は省略いたします。一番当初におきまして、消防總監からも話されたからこの点は省略いたします。第四であります、これはちよつと、我々の方としては、おこがましいと思ひますが、その條項が、第三十三條におきまして、災害があつた後におきましては、我々はこの場合その場所に立入れるということになつてゐる。事前に立入るといふことについては、ちよつと我々の方としては出過ぎじやないかというので引つ込めたが、第三十三條におきましては、この條件が入つておりますから、これはこれでいいのじやないかと思ひます。即ち「消防長又は消防署長及び関係係保險社の認めた代理者は」云々とありますが、これはこれで充たされてゐる。但し前に我々は、我々の方の仕事が、契約物件の予防と、それから予防の面、その予防に對する技術の面が、大体我々の方の仕事の主たるものであるといふことから、その線に沿つて行こうとしておつたが、考へて見ますと、その契約物件が、都市全体の一割、大体一割か二割ぐらいのもので、そういうことをやつて見ても、却つておかしいという結果になりますので、それを省略して頂きます。アメリカのごとく、逆に契約物件が八〇%で、契約にならな

ないものが二〇%といった場合には、こういつたことは当然行ななければならぬと思ひます。これはアメリカの場合でない。日本の場合であるからそれでいい。それから第五の條件は、電氣器具に對する検定の問題であります。これは電氣條項の方にありますから、これは消防法の中に入らなくてもいいだらうというので、これについての意見を省略したのであります。第六の條件は、危険物品に對する貯蔵の問題であります。これは今度の中によく取上げられておりますし、この貯蔵に對する條件というものは、はつきりしておりますから、これも今回陳情は必要ないということをお考へておるのであります。

○委員長(吉川末次郎君) それではこれで証人の証言を終つたわけでありますが、証人の証言並びに尙殘留閣席の政府委員等につきまして御質問がありましたらお述べを願ひたいと思ひます。

○黒川武雄君 予防部長の茂野さんにお願ひしたいのでありますが、先程消防自動車に六十キロを八十キロに直して頂きたいという御意見でありましたが、消火後消防署に帰るときの速力等は普通の交通規則でよろしいのでございませうか。

○証人(茂野延次郎君) 私共消防といひましたら、帰る場合におきましては、何と云ふ火災に備へなければならぬと云ふので、分秒を争つて車庫に歸りたいわけですが、實際に問題といたしまして、あらゆる交通の優先権を持ちまして出場いたしますので、この点は行かざるを要するもので、希望といひましたし、帰るも成るべく早く歸つて来て

次の火災に備へたいというわけですが、行きたけの優先権を與えて頂ければ差し詰め防禦に支障ないと思ひます。

○岡田喜久治君 建設院の建築局長にお尋ねいたします。例の七條の問題に絡まりましたあなただの御意見御尤もな点が多々ありまして、十分参考になつたのであります。但し一番我々の心配するの、電氣工作物、殊に電氣架線ですね、あれが非常に火災の原因になるのは御承知の通りですね。あれは建築許可の際にはどういふ程度の審査をやつておられるのですか、あれはやつておられるじやないですか、別に架線の……

○政府委員(伊東五郎君) 電氣工作物などの規定は別に商工省関係から出ておりまして、建設院関係の市街地建築物の方ではやつておりません。

○岡田喜久治君 やつておりませんね。あれは何ですか、電氣架線の許可規則というふうなものが商工省にあるのですか。

○政府委員(伊東五郎君) あるのでございませう。それでちよつと速記は止めて下さい。

○委員長(吉川末次郎君) 速記を止めて下さい。

○委員長(吉川末次郎君) 速記を始めます。○証人(茂野延次郎君) 全國一般にございましては、取り炭、焚き火といふものが首位を占めておりますが、都會におきましては今言われましたが、電氣關係が首位を占めております。併しこの首位を占めておりますものは配線關係も勿論多いのでありますが、王座を

占めておるのは電氣器具の取扱ひの不完全、悪いということ、こういうものが占めております。電燈の配線等につきましては未だ東京消防といひました、何らの極限もございせんけれども、市民の許可を得まして指導的にヒューズの取換へ、配線の抵抗試験等をやつておりますが、火災予防、失火予防の問題につきましては、先程申し上げましたように、電氣關係でございまして、この面につきまして、建築と併せて強い法規が欲しいものと考へております。

○岡田喜久治君 續いてその問題でお尋ねして見たいのですが、これは毎年一回とか、半年に一回とか、期間を決めて一齊に所轄内の電氣工作物を中心に、その他のものに關係したことを調べるのも當然でありませうが、主として電氣工作物に關する取調をするといふようなことが今度の消防法でやり得るわけだと思ひます。権限の上においては十分にやり得る。實際問題としてそれをやつて見ることにしたらどうなるだらう。非常に人手が要するだらうとか、専任者を要するだらうとか、或る程度人員を要すれば消防でやり得る筈だ、やつて見たいといふような点についての御意見はどうですか。

○証人(茂野延次郎君) 只今その実例として、先程消防總監からちよつとお話が出ましたGHQ並びに八軍の東京府内におきます建物につきまして、建築物の起き上りましてからの検査、それが済みませんと東京都では金を拂わんことになつております。並びに電氣關係その他の關係、すべて消防廳にあります以上の権限を與へら

險に集まつた金を別の形において融資し、保険目的に、つまり火災保険の方でございしますが、災害防止といひますか、火災防止の方に流れて行くようにするといふ問題になると思ひますが、これは日本の都市を一應頭で浮かべて御想像下さいれば一番お分りなんでしょうが、まあ消防施設の拡充は無論申すまでもなくやらなければなりません、その消防対象物が強化されなければ、いくら施設してもその施設が無駄になるというように考へます。若しそういうことが可能ならば、それに使われる金が少くとも過去に、大正十二年の火災後に行われましたように、その都市の焼ける方向、その他過去の大火災のいろ／＼な実情に鑑みて、建物それ自身の強化と、それから空地を取り、道路を適切にすること、それから消防対策をやる。そういうように総合的に事業が流れて行くようにしなければ、單に消防力を拡充しても、飯田の火災のように消防力が動けなくなるようなことになつて、消防に全部責任を負わせるようでは、やはり都市の火災の防止といふことは到底できない。だから税の流し方についても相当御検討を煩わさなければならぬ。これは私一個の考へであります。

○岡本愛祐君　只今岡田委員から御質問がありましたのに關連して、皆さんにお尋ねして見たいと思うのですが、この超過保険が放火原因になるといふことは、これは今非常に行われておるので、これは何とかしてそういうことのないようにしなければならぬ。そこで一つこの消防法ができるのを機会に、防止の一助になる條文を加えて見たらということが、この委員会の研究題目

になつたわけですから。そこで例へばこ
 ういう條文を書いて見たらどうか。これ
 は皆さんの御意見を聴くのですが、と
 てもそんな煩雜なことはできないとい
 う御意見ならば、それを遠慮なくお聞
 かせを願いたい。まあ申しますと、火
 災保険会社は、防火対象物につき、火
 災保険契約を結んだときは、当該防火
 対象物の所在地を、管轄する消防廳、
 又は消防署長に、その契約内容を届出
 しなければならぬ。これは火災保険会

社が火災保険契約を結んだときに、その防火対象物の所在地を管轄する消防廳に届出る、こういう義務を持たせる。それから、そうしますと前項の届出があつたときは、当該消防廳又は消防署長は、國家消防廳の定める基準に従ひ、当該防火対象物につき超過保険の事實の存否を調査し、著しい超過の事實が存すると認めるときは、当該保険会社に対し訂正の勧告をしなければ

ならない。つまりその保険会社が、
 こういふ契約を結んだという屑出があつた。そうすれば消防廳は國家消防廳が予め基準を決めまして、こういう建物についてはこのくらいことが保険の基準である、それ以上は保険だという基準を作つて置きまして、そうしてその基準に従つて実地の調査をしまし

て、これは非常な超過保険である。少
少の超過保険ならば、これは構わない
として、こういうインフレーションの時代には
どん／＼建物の値が上つて行くからい
いようなものですが、著しい事実があ
るときには、これはおかしいのですか
ら、そういう事実があると認めるとき
は、保険会社に対して訂正の勧告を消
防廳からすることにして見たら
どうか、それからもう一つ、今度は火

災保険会社は保険契約を結んだ防火対象物につき、毎年一回以上これを調査し、超過保険の事実が存するときは訂正しなければならぬ。こういう義務を火災保険会社に課したらどうか、これはただ私が、試案として、この委員会で論議されておつたことを書きなぐつて見た案です。大体の考え方はお分りだと思ひますが、これについて御意見を聴かして頂きたい。保険会社の方から一つお答えを願ひたい。

○証人(亀井幸次郎君) これは至極……私個人の意見でございますが、内
部でもそういう問題がこの夏……殊に
大阪の難波マーケットの火災、それから
新橋その他しばしば起きる火災に鑑
みまして、内部でもそういうものをし
つかり決めなければならないという御
意見があつたように思いますので、そ
ういう行き方は至極私自身としては結
構かと思つております。

○岡本愛祐君　これで保険会社としては非常に面倒じゃないでしょうか。一消防廳に届出るといふことは……。

○証人(亀井孝次郎君)　その点、面倒だとかその他については今のところ内部のことで、そういう消防廳に届出るとか、それから消防廳の意見を聴こうとか、或いはそれから基準を云々とい

う問題がございましたけれども、まだそれにつきましてはしつかりした私自身も、それから内部の意見も纏つておりませんし、ここでもちよつと答えられないのです。

○岡本愛祐君 消防総監御意見は如何でしょうか。

○証人（鎌谷隆雄君） 契約の内容を屈けて貰うということは我々としては非常に結構なことだと思ひます。併しな

から届出でたものにつきまして一々現
地に行つて職員が調査をするという問
題につきましては、例えば東京におけ
る契約数、それが一日当りどのくらい
あるか。それにどのくらいの調査人員
が要るかということを仔細に検討して
見ませんというと、ここで直ちに御當
見をまだ申上げられないと思います。

○岡本愛祐君　今のお話ですが、まあ
何坪の建物で、それは木造で、保険に
は幾らかけた。建てた後何年経つてお

るというようなことで、大體書面で超過保險であるかどうかということとは、大體分ると思うのです。國家消防廳の方で基準を示されれば、それに照し合せて大體分る。これは著しく超過すると思われけるものは調査すれば、それ程手数はかからないのじやないか。こういうふうに思いますが、國家消防廳の長官の御意見は如何ですか。

○政府委員(新井茂司君) 超過保險の

問題は、消防の見地からも十分関心を
持たなければならぬのでありますが、
只今のような御提案に対しましては、
相当のまだ研究すべき余地があるよう
に私は考えます。損害保険契約を締結
いたしました際に、消防署の方に届出
するということは、原則的には火災の監
視というような点に寄與するところが

あるのでありますが、一面から言いますと、これを國家消防廳の定める基準によつてやるということになりますれば、なか／＼この基準というのは具体的に決らんではないか。何坪の建物といいまして、その中に入つている物は千差万別でありまして、これは實際を見なければ本当のところはその契約が妥当なものであるかどうかというような点は分らんとします。ですから

ら、國家消防廳で定める基準というう
うなことは抜きにして、保険業者の古
でかような届けをすることは一向に差
支えないという御意見であるならば、
消防廳の方に届けて、そうして超過保
險からの放火というような点を予め警
戒をするということは結構だと存じま
す。繰返して申し上げますが、國家消防
廳の基準の定め方は、この場合非常に
實際問題としてむずかしいだらうと思
います。

○岡本愛祐君 私は國家消防廳の方で基準の定め方がむずかしいことは認めますが、併し普通の賣買と違つて、これを賣る場合に非常に嚴格な値段を制定しなければならんという場合ではなくて、非常に著しい超過保險があるかどうかといふことを認定するに足る基準なんですから、これはお考え方によつて割合そう御心配なく作られるのではないかと思ひます。これは一つ至急

御研究を願つて置きたいと思ひます。

○岡田喜久治君 今の問題から参りまして、やはり亀井さんになちよつと伺つて見たいと思つたのです。今岡本さんの提案がこういうことになつておりますことはお聞き及びの通りであります。が、保険協会等にこういうふうな何か、事務責任を取らせる方法がないか。又

現在の保険法にこの超過保険禁止に関するどういふ程度の規則があるものか、実は私承知しませんが、ものでありますから、若しなにとすれば、少くとも保険法でこれは規定してもよいです。今の基準でも何でも、超過保険の禁止に関する明快な規定を設けることは当然です。併せて又届出の事務というものを、保険協会というものがあつたわけですから、担当これは組織的のもので

あつて、歴史的のものでもあると思ひますから、これに義務付けて、これから消防署に届出るといふか、通知さして、消防署がこれを承認しておる場合もある。場合によつては消防署は必要がないかも知れません。保険協会の重にこの取締をやるならば目的を達することが出来ますから、要するに超過保険を禁止すればよいのですから、それについてあなたの御意見は如何でしょうか。

○証人(亀井幸次郎君) それについてお答えできる範圍内は、GHQが非常にその点につきまして指導して下さつておりました。結局今御質問のようにな、保険協会が、例えば今の基準の問題であります。我々の方で建物査定委員会というものがござまして、それでかくく(の)建物ならば時價どのくらいに査定してよい、それから説んでこの保険はこの程度で止めるというような線を引くべく、そういう研究は我々の技術部でやっております。その線は、今お話のように、去年の大きな事実に鑑みまして、どうしても業者自身が、殊に協会のあり方といたしましては、そういう方面にできるだけ持つて行くべきであらうと考えております。協会では出来なければ、場合によりましては、商法の中の保険法に載せるとか、多分約款にはそういうものが盛り込んであると思うのですが、来る前に約款を十分読んで来ませんでしたので失礼なんです。約款の中にはそういう道徳的危険に対することが盛り込んであると思うのですが、なければ、十分にに入れるべきではないかと思つております。去年の事実と、それからGHQが道徳的危険に対する保険会社の任

務というふうな立場でいろいろ指導しておられますが、恐らくそういう線に漸次副つて行くのではないかと、私共そういう希望を持ちまして、與えられた仕事に対して、特に建物の價格の問題は、直ちに損害査定、契約する場合の事前の契約金額の問題が出て来るわけでありまして、技術的に専門家が集りまして、一つの基準を出しつつありますので、恐らくそういう基準は、その線に従つてやられることと思ひます。それで私といたしまして、今の御質問に対して、然らば保険協会が厳格にそういう線に副うかどうかというところにつきましては、丁度保険協会が穀から脱皮しつつある状態で、殊に占領軍の指導はその線に行くものとして、人員も整備しております。それでその行き方といたしましては、消防隊は無論のこと、各関係官廳と緊密に連絡を取りまして、誰が見てもこれは超過保険ではないと……超過保険の場合には、業者仲間で自主的に大きな罰則があるような結果になるのではないかと、私共はそう説んでおるのであります。私共はそう説んでおるのであります。すけれども、それがそう行くのだから行かないのだからというところにつきまして、明確なるお答えがでないことを遺憾といたします。

○岡田喜久治君 私は規約や何かに書くなどということではなくて、やはり商法の中に謳うことも一策であるし、保険法でやるのも一つでしよう。商法の中に何か具体的に書いてしまふ。これに違反した者は、被保険者が罰を受けるし、又保険会社自身も嚴重な処罰を受ける。こういふふうな程度にまで法規で明定してしまつて、その取扱ひの事務の責任を保険協会にいたしな

のに、場合によつたら任せる。つまりこれは数十社の保険会社が協力して超過保険の結果というものはやるのですから、これは一会社だけ縛つたつていけないから、全面的に義務付けて置く。その事務の集計をしないとこの事実が現われて来ないので、そこでこの集計事務を保険協会にいたしなものでやらせる。こゝまで立法手段を講じなければならぬのではないかと、こういう考えなんです。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質問はございせんか。

○黒川武雄君 亀井証人にお尋ねいたしますが、もう一遍第七條に対する保険業者としての御意見を伺いたいと思ひます。

○証人(亀井幸次郎君) 保険業者としての立場を取るのには、この際遠慮さして頂きます。保険業者としてのやつは先程全部申し上げたのであります。が、一般に第七條は、我々保険業者の仲間でも、一つの建物を届け出るのに窓口が多過ぎる、だから窓口が一本で、つまり消防の目的が達せられるならば、それに越したことはないじゃないかと、そういう程度の、極めて常識的な業者の意見でございまして、それが新築などをいたしました際に、又もう一つ窓口が多くなると非常に遅れてしまふ。そのために坪単價がそれだけ高くなるという現時の状態で、それは非常に財政的損害を建築をしようとする者に掛けるというふうな意見であります。

○中井光次君 大体私遅く参つて何うのもどうかと思ひますが、ちやうど水政局長がお見えになつておられますので、水防の問題についてかねて心配いたしておりましたが、大体只今にお

いては消防が第二義的で、水防に対する責任は二義的の意味しか持つておらないと解釈いたして了解をいたしておるのであります。然らば大河川の沿岸、或いは大阪のような高潮のあるような市内におけるところの水防に関する根本的の……今までの水防組合というふうな根本的の法律の措置につきましては、どういふようにお考えになつておられますか、やつておるのであります。又消防との関連における関係はどういふようにお考えになつておるかというところをもう一遍お話があつたかと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) さつきお話をあつたのですが、只今の中井さんの御質問を中心としてお述べを願ひたいと思ひます。

○中井光次君 もう一つ、同時に別に規則或いは法律があるとしたしまして、私は水防の別の規則において消防用の渠とか警備台に対する損壊の罪を重く罰しておると同時に、水防小屋等に対する水防用具の損壊等に対する罰則も相当なものが必要ならぬのではないかと、それは外の方にあります。その二つだけを伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(目黒清雄君) 只今水防に關する法律といたしましては、水利組合の中の水害予防組合といふもので組合を作つてやつておるのであります。ところでこの組合は任意組合で、大体その沿岸の被害を被る人が自発的に組合を組織してやつておるというふうな現状であります。若しこの予防組合のないところは、只今では市町村の消防隊と言ひますが、過去の消防隊

ですが、それが市町村長の下で活動いたしてやつておるといふのが現状でございます。これは組合の方の行き方ではありませんが、やはりどこまでも自發的な行き方です。それから消防との関係はどうかといひますと、實際問題といたしましては、殆んど活動は水防組合員にいたして、消防隊員であるといふことが事実であります。でありますから同一人は目的の違つた二つの方向に働くといふような現状であります。それで水防に対する……、それならば責任といふことになりませんが、これは結局管理者が、知事であるが、これは結局管理者においてこれが防護の責任を持たなくちやならぬといふふうに考へておるのでござい

ます。それから最後の水防小屋の今の罰則であります。これに対しては只今のところどういふふうな法的な罰則方法が規定されてありません。従つてこれに対しては相当難題その他に十分危険があるわけでありまして、

○中井光次君 只今のお話によりますると、水防に關しては極めて任意的な微温的な現在までの状況に任されておるようと思ひますが、その点について政府においては或いは關東の水害とか……まあこれは非常に大きなものでありますけれども、そうでない毎年の出水期におきます予防といふものは、沿岸の組合の活動によつて大きな災害に至らずして予防し得る面が少なくない、私は経験によつて思ふのであります。それを單に任意組合にして放任しておるといふような状態であり

のであります。それを一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(目黒清雄君) 只今のところでは、これらを指導助長することゝを考へておられますが、指導助長の方法といたしましては、これらを技術的に指導する面と、これら水防に要するいろいろの機材、その他の用具の準備のために要する費用、或いは水防に出るために人に対する費用というようなものに對して、府縣、或いは國からこれを補助して行く、その一部を補助して行くというやり方によつて助長政策を取つておるのであります。ただそこでそれならばこういふふうな非常に重要な水防を等閑に付しておるといふ非難はあります。水防は御承知の通りに非常に複雑であります。と申しますのはこれを府縣行政にやるか、或いは府縣を連合した組織にするか、或いはそうでなくて数ヶ町村の連合体で行くべきか、その河それ自体によつて非常に状態が異つておるのであります。決してこれを画一的に町村だけに水防隊を作るといふことそれ自身が相当考究を要する問題だと思ひます。従つてその河の形に應じて今と今とは助長行政をやつてゐるというのであります。勿論今後ともこの問題は我々としても重要であります。或いは水防法というやうなものを作らなければならぬやないかというふうな議論も起きております。

それから消防團と消防隊との調整、或いは協同援助というやうな点につきましても、相當まだいろいろのむづかしい問題があるのじやないかと思ひますので、これは相當今後の研究をし

なければならぬと思ひます。

○中井光次君 お答え大體了承いたしました。私は水防に關して今少し少しく關心を持つて、お話のように水防法と申します。災害対策の一連の問題として、いわゆる關東水害等に対する一連の問題として、全國的に考えを願ふことを強く希望いたします。又それから規則を決める際に、ちよつとお話にありましたように、規則が常に画一的であるといふことは私はいけなものであつて、水防のやうなことは連合府縣、府縣或いは町村の連合の個々いろいろの場合があると思ひます。画一的な規則でなければならぬといふやうな考えでなしに、御研究あらんことを希望いたします。

○政府委員(目黒清雄君) ちよつと水防といふお話が出ましたが、只今水防活動ばかりでなしに、水害の防除といふ一般的な問題として、水害防止法といふやうな話も実は出ておるのであります。それは昨年の水害から鑑みまして、山林が相當伐採され、或いは河川の堤防を耕作する、或いはその他の原因のために水害を助長してゐるやうなこともありますので、これらを何とか水害防除のため或る一定の制約を必要とするのではないかとしような議論が、參議院の國土計画委員の方から出ております。いずれこれは非常に利権拘束の問題でありますから、相當紆余曲折があると思ひます。やういふ空氣は出ておるといふことだけ御承知願ひたいと思ひます。

○鈴木直人君 私は立川の消防署長にお聞きしたいと思ひます。この消防法によりますと、火災が起きた場合に

が来るまでは臨時警察官がこれに當ることになつておられますけれども、消防手が到着した後に於いては、消防主任が一切の責任を以てこれに當る。そして警察官は消防警察官としてではなくて、消防職員は消防警察官としてではなくて、消防職員の資格において消防主任の指揮の下に働く、こゝういふやうな建前になつておると思ふのですが、從來の關係は警察署長などが相當強い権限を持つておりました。ところが、さういふやうな建前でやつた場合に、非常に警察官と消防職員との間に、さういふやうな行けるやうになるものでございませうか、その点を現場において、實際やつておる方からお聞きしたいと思ひます。

○証人(内城九藏君) 只今のお話でございしますが、この法に於いては、従来出火の際におきまして、私共現場に参ります。警察と違ひまして、消防署長は皆廳舎の一角に、或いは廳舎内にそれ／＼官舎を持つておる。従つておやであるやうと、或いは望遠から見えておるやうな延焼火災であるやうと、自分の管内におきましては署長が第一線の車で現場に到着して参ります。従つてその災害現場に出ます車におきましては、第一第二第三第四とこゝういふふり／＼なその地域と、或いは水利の状況、土地の状況、さういふやうな關係からいたしまして、車が大体出場いたしておられます。従つて現場に参りましては、必ず署長が現場の第一線に行つておられます。さうしてこれ現場におきまして、私共は現場に参りまして、警察官が私共より早く行つて現場で消防作業をやつておつたというところは、私は非常に長い間消防をや

つて現実に署長をやつておられます。これまで余り少ないやうであります。回数から言ひまして殆んどないと言つても、殆んどないと思ふのです。従つて差支えないと思ふのです。従つて從來におきましては、さういふやうなわけで結局晝間であるやうと、或いは夜分でありまして、現場に消防署長を始め、各指揮者がそれ／＼の車に乗車し、指揮監督して現場に行つております。さういふやうな關係で、現場におきましては消防活動、又延焼防止に當り、その当地におきまるところの交通の整理、非常線の設定でありますとか、こゝういふやうな点につきましても、結局從來から警察署と消防署と、さういふやうな關係で、現地において警察官と私共消防職員と、その間にさういふやうなことは一つもございせん。従つて消防組織法によつて、從來の消防は警察の手にあつたが、今度の消防組織法によつてすつかりと消防と警察が分離されておる。権限をはつきりしておるものであります。従つて現場におきまして、私共郡の地域の火災であるとか、相當立川は火災が多いといふことは新聞紙上でも御承知であります。組織法施行當時から出火がございまして、併しながら現場におきまして、さういふやうな点についていざこざというのはいさ／＼ございせん。その点は御安心なさつて頂きたいと思ひます。そこで私共現場を見まして、大體延焼防止になり、さうして引揚げるときにおきましては、殆んど火鎮滅してから帰るので

あります。従つて火鎮滅の残り火の跡始末といふ点につきましては、とにかく現地の消防團にこれを委ねて帰るのであります。立川地区におきましては、特に軍の施設の面におきましては、もう水を掛けて火の粉が少くなつてからでないといふ引揚げさせません。さういふやうな關係である地区の附近におきましては、M・Pが現地に必ず参つておまして、私共が帰る場合におきましても最後まで居る。さういふやうな關係で、現地におきましては火鎮滅又は周囲の非常線の設定さういふやうな点につきましては、先程御心配を頂いたやうな御質問の趣旨であります。一向この点につきましては御心配ない。私は現地におきましては長い間の経験から今後におきましてもないと思ひます。

○鈴木直人君 もう一点府中町長の森谷さんにお伺ひしたいのであります。が、破壊消防の際に、破壊されたところの物件を時價を以て算定して、その市町村が補償するといふことになつておるわけですが、これについては、或いはお話があつたかも知れませんが、私おらなかつたので、或いは聴いていなかつたと思ひますが、これを算定したといふ場合に、立場によつて非常に違ふと思ひますが、時價を算定するところの方法はどういうふうにしたらよいか、消防署長が最後の決定権を持つといふ説もありまして、市町村長がやつた方がよいといふ説もありまして、或いはこれはどうせ市町村が補償するのですから市町村議會にした方がよいといふ説も出て参りますし、どういふやうな方法で時價を算定するかという点について町長さんに伺ひたいと思ひます。

○証人(森谷三三) お答えいたします。破壊消防をしたような場合の負担は町村の義務になっておりますから、それは当然町長が執行するのであります。その指揮権は議会の承認を得なければならぬ関係が存しておりますから、予め予算の上に幾ばくの程度のこういうものがあるというようなことを勘案しまして、計上して置まして、そしてそれらの一定の標準によりまして、それによつて出費したらよろうと思つております。

○鈴木直人君 尙破壊消防をするのは現地の消防主任の指揮権になつておるわけです。消防関係、消防署長なり、消防主任が独断的に最も妥当と思われるところを破壊するということになるわけですが、その破壊する判断でありませうけれども、これは一に消防関係に委ねて置く。それが特に必要な破壊をしてしまつたというやうなことが後になつて批判をされるやうな場合がありませうし、そういうやうな場合に國家賠償というやうなものが適用されるのかどうか、國家がその分について國家負担をする、國が賠償をするというやうに國家が補償するのやうな、その点は如何でしょうか。

○委員長(吉川末次郎君) それについては先程政府委員から御説明があつたのですが、それじや國家消防廳長官からもう一度……

○政府委員(新井茂司君) 國家賠償法との関係のことにつきましては、先程法務廳の方から説明がありましたので、この法案の二十九條、私共これを讀んでの解釈ですが、これを予めここに申上げておいた方が話の筋が通ると思ひますが、第二十九條第一項の前段

は、現に火災が発生しておる、或いは発生せんとするところについて破壊処分等を消防のためにやることのできるという規定だと解釈します。又第一項の後段の方は、やや書き方が大難把ではございますが、いわゆる破壊消防のことを規定しておるのであります。現に火災が発生しておるものの近くにある消防対象物へ延焼の虞れのあるものについても、やはり建物を破壊処分をすることができるといふので、通常に言われる破壊消防はこれに該当するといふ解釈を取つておるのであります。そしてこの前段のものと並びに後段のものの破壊処分をした場合の補償は、この法案ではやらんことに相成つております。同條の第二項の方の規定はむしろ通常言われる破壊消防といふものではなくして、消防のために緊急の必要があるときには、その家自身は火災が発生しておらなくとも、又延焼の虞れがなくとも、具体的に延焼の虞れのあるところ、或いは焼えておるところの火を消すために、外の家を破壊し、その他のことをやることができるといふのであります。これは外の家を消火するために必要な手段として、その家を処分するわけですから、この場合に補償をする、従ひまして一般に言われる破壊消防の場合には補償のこととはなくして、ここに先程申し上げました、さうな非常に限定した手段のために、例えば消防自動車を通すために塀を打ち壊すとか、ホースを引くやうなことをしたときに、補償をするといふことになつておる、さうに先ず我々は解釈しておるのであります。それでありますので、この法律に

補償の規定はない。いわゆる破壊消防を行なつて、その破壊消防が事実上必要なかつた、又は破壊消防に名を藉りてかような不法行為を行なつたという場合には、一般の原則によつて取扱われるのではないかと考へておる。○委員長(吉川末次郎君) 坂東委員長の答弁と多少違ふわけですね。

○鈴木直人君 私の考へているのは自動車を通すときに道路が足りないから、狭いからそこを破壊するといふことになつて、この家が焼けておる、そこでこの隣の家を破壊してなくさないといふと、そこに延焼して行く、そしてそれが段々又焼けて行く、そこでまだこの家は焼けてはおらんけれども、その現場において判断するといふと、先ず隣の家を破壊してしまふ、そのすればその背後にあるところの多くの家が延焼を免れるであらう、こゝういふやうな考への下に消防の一つの方法として建築物が破壊される、こゝういふ場合を私は破壊消防であると、こゝう考へて、実は質問をいたしましたわけなんです。それでこの場合にはまあ考へ方によつては焼けた家は仕方ないが、この家はその後にある多くの家の犠牲になつたのだからして、市町村が補償をする、こゝういふやうな考へから立案されておるのだと、こゝういふやうに私は考へたわけなんです。そこでこの家の評價はどうするかといふことと、或いは考へ方によつてはあの家を壊さなくともこの家は大丈夫、もうこれだけで鎮まつたのだ、或いは壊さなくともいふものであつて壊してしまつたといふやうなことが、火事が終つた後にいろいろ考へられることがありはしない

か、そういうやうな場合に、やり過ぎたといふことが批判される場合に、而もそれは消防主任の判断によるのでありますから、その外の権限はないといふことになつて、その判断によつてやつたところのものが、後になつてはそこの市町村が全部負担をしなければならぬことになるのであります。その火事のときにおいては、非常なこれは緊急の場合なのだから止むを得ないであらうが、後になつて市町村民から見ると、あの消防署長が焼けてあそこまで壊さなくてもよかつたのじやないか、それも補償しなければならぬのは困るということが起きはしないかといふことが考へられるわけなんです。そこでそういうやうな場合には一切批判は許さないで、すべてそれは安当なものであるといふやうに、すべての場合において判断しなければならぬといふことになるか、或いは非常にこれは判断が間違つたといふ場合に、その点については國家が補償するのだといふやうな意味が解釈上許されるかといふ点なんです。國家が補償するといふことになる、大抵の市町村は自分が補償するのはいやですから、あれは非常に安いとか高いとかいふことで、これは國家が補償する、この分は町村が補償するが、あの家は不法にやり過ぎたから國家が補償するのだといふやうなことが起るといふことになる、この問題については將來時價によつて補償する場合に相当問題が起るわけなんです。その点について私はお聴きしたのであります。従つてその破壊消防といふ私の觀念が全然間違つておるといふことであれば別ですが、そういうのが破壊消防といふのじやないですか。破

壊消防といふのはそのことでしよう。ですからその場合に、國家が賠償するところの範圍といふものは、今の消防廳長官の言うやうに、全然ない、そのときにやり過ぎた不法行為といふものはあり得ないのだ、すべてが町村が賠償すべきものである。こゝういふやうに御解釈になるのかといふ点をお聴きして置きます。

○政府委員(新井茂司君) このときの國家の賠償責任はないと考へております。すべて公共團體である市町村の責任になると考へております。

○証人(森谷三三) お答えいたします。仰せのごときものが破壊消防として他が助かるという、公共の目的のための破壊でありますからして、それは消防行政の責任者であるところの当該の市町村が負担をする。こゝういふやうな原則に私は考へたいと存じます。そして適切な犠牲を供して効果が著つたといふ場合も、又さうでなくして、著らない場合、つまり行き過ぎのやうな場合でありまして、これは市町村長の責任とするのは当然であると存じます。そして後段の行き過ぎのことをしたといふこととの關係は、市町村長と消防長の關係でありまして、第三者の犠牲は、行き過ぎがあるやうなからうが、全部当該市町村長の責任とするを原則と私は承知しております。

○鈴木直人君 よく分りました。

○委員長(吉川末次郎君) それではこの際によつて御相談申上げたいことがありますが、予て社會の問題になつておりました教育地方委員会法案であります、あれが地方行政にも至大の関

係があるという意味におきまして、前以て文部省当局からのそれについての説明を先般求めたのでありますが、昨日でありましたか、一昨日でありましたか、正式に文教委員会に、国会に提案されました政府案が付託されましたので、皆様の御意思によりまして、地方行政、地方財政に密接な関係がある法案として、文教委員会と連合委員会を開く提案をするかどうかということについてお諮りしたいと思うのであります。併し我々の委員会に付託されておりますところの議案が非常に沢山ありまして、現在のところそれでも相当に手一ぱいに忙しいのでありますので、明日文教委員会での右の法案に對する審議を開始いたしまして、政府当局の提案理由の説明を聴くそうでありますが、これは極く大難把な概括的な説明を聴くだけに止めて置くという話でありますので、その次の第二回目に、一回を限りまして大体その本法の内容を十分に我々が理解し、又質問をするというような機会を持つようなことを條件といたしまして、文教委員会に正式に合同委員会の開会を申込んで置いたら如何かと私考えておりますが、そのように取計いましてよろしうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川末次郎君) それではそのように取計りたいと思ひます。それでは本日はこれで閉会いたすことにいたします。証人の方大変どうも御苦勞様でございます。

午後四時十四分散会

出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君

理事

委員

中井 光次君	青山 正一君	羽生 三七君	岡田喜久治君	草葉 隆國君	黒川 武雄君	岡本 變祐君	粕木 庫治君	伊東 五郎君	目黒 清雄君	新井 茂司君	岡咲 紹一君
鈴木 直人君											
政府委員	總理廳事務官	(建設院建築局長)	(建設院水政局長)	國家消防廳長官	法務廳事務官	(法務廳調査局長)	証人	日本損害保險	協会火災技術部	調査課長	東京消防廳
								龜井幸次郎君	鹽谷 隆雄君	茂野征次郎君	内城 九藏君
											尾館 春治君
											森谷 森三君
											府中町長